

平成27年度 第2回鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会  
「発達支援部会」会議録

日 時 平成27年8月10日（月）午後4時30分から午後6時30分まで

場 所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階研修室

出席者 菅谷幸乃部会長、平沢真哉副部会長、福田弘子部会員、  
土屋知子部会員、星山伸夫部会員、野中幹子部会員（鎌ヶ谷市学校教育課副主幹）、林恵利部会員（鎌ヶ谷市健康増進課主任保健師）、  
佐藤佳子部会員（鎌ヶ谷市こども発達センター分室主幹）、  
松村幸江部会員、須鎌ひろみ部会員、

欠席者 なし

関係者 伊藤英史（鎌ヶ谷市障がい福祉課主査）[障がい福祉課 岩田友理子部  
会員代理]

事務局

（障がい福祉課）齊藤障がい福祉課長、藤嶋係長、中村主任主事  
（もくせい園） 三浦、花田

公開・非公開の区分 公開

傍聴者 0名

添付資料

- ・式次第
- ・発達部会資料（就労支援センター ひゅーまにあ鎌ヶ谷より）（資料1）
- ・障害者差別解消法に関する（庁内：職員）アンケート結果から～一部抜粋～  
（資料2）

## 1 挨拶

部会長より挨拶があった。その後、改めて部会員の自己紹介を行う。(前回部会開催時に欠席者が多かったため)

## 2 選任書交付

斉藤課長から、第1回部会欠席の部会員に選任書を交付した。

## 3 議題

### (1) 発達障がいの説明(平沢副部会長より)

「発達障がいに対する理解を深める」ことをテーマに平沢副部会長より資料の提供と、パワーポイントを用いた説明があった。詳細は添付資料「発達部会資料(就労支援センター ひゅーまにあ鎌ヶ谷より 計6枚)」を参照。

### 【質疑応答】

部会員 前回欠席したが、この研修をどのように部会で生かしていくのか。

部会長 前回の部会でテーマが決定しなかったため、原点に戻って発達障がいに関しての理解を深め、再度テーマを検討していくこととなった。このため、今回、平沢副部会長に発達障がいの説明をお願いした。ここから、テーマについて検討していきたい。

### 【部会員からの意見】

- ・ 自己の評価と他者からの評価では差があり、学校で上手くいかないことがある。
- ・ 発達障害者支援法が成立したが、法律では「発達障害を自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義している。しかし、DSM-5(2013年に公表された「精神障害の診断と統計マニュアル」)では広汎性発達障害という診断名は消えて「自閉症スペクトラム」という表現になっている。WHOの基準もDSM-5にのっとり、平成29年には広汎性発達障害という表現をなくすと思われるが、現状では広汎性発達障害という診断名も残っているので、複数の医療機関を受診するといろいろな診断名を言われ、保護者も混乱しているようだ。
- ・ 「その他これに類する脳機能の障害」にはコミュニケーション障害、言語障害、社会的コミュニケーション障害、吃音、構音障害等が含まれる。これらは、周囲も比較的気づきやすい幼児期の症例であるが、こういった症例が「そ

の他これに類する脳機能の障がい」であるということが、周知されていない。これを周知できるようなパンフレットがあれば、早期発見につなげることができるのではないか。

## (2) 今年度のテーマについて

部会長 ほかの意見が特にないようなので、今年度のテーマを再検討したい。前回は、学校の選択が重要であるという意見や、保護者と学校の思いをすり合わせていくことが大切であるという意見、早期の家族支援が必要であるという意見などが出された。これらの意見を踏まえ検討していきたい。

### 【部会員からの意見】

- ・ 障がいの早期発見と合わせて早期に家族の支援を行うことが大切である。医学的な診断基準が大きく変わり、適応状態に問題がなければ診断名は付かないが、問題があれば診断名が付くという場合もある。家族の支援については、家族へ伝えることの難しさや、病院、学校などの、関係機関の連携とネットワークの構築ができるとよい。
- ・ 学校側も保護者への伝え方について学んでいる。また、気付きや保護者から相談があった場合に、どこに相談し、連携したらよいかを各担当で判断して、対応しているのが現状である。今後は、全体の課題としてネットワークの構築を考えていく必要がある。
- ・ 病院側は、子どもや保護者の情報を事前に学校から提供してもらえれば、円滑な対応ができて保護者にも安心してもらえる。事前の情報があるとよい。
- ・ (各市町村の子ども発達センターは、年齢で利用の制限があるのかという質問に対して) 鎌ヶ谷市子ども発達センターは、18歳までという年齢の目安はあるが、実際には、相談内容により、学校教育課と連携しながら進めているので、年齢だけで区切ることはない。
- ・ 関係機関が、子どもの変化を早期に発見し、適正な診断や支援をしていくことで、保護者も次に進みやすくなるのではないか。
- ・ 学校側は、早期に対応してあげたいと考えるが、保護者の中には段階を追いながら受け入れていく場合も多い。そのため、すぐに病院と連携をとることができない場合もある。
- ・ (早期発見や気付き等に対するチェックリストがあるのかという質問に対して) 鎌ヶ谷市の3歳児検診の時に発達に関することを保護者に記載してもらおうが、保護者の考えによってその後の対応はまちまちである。心配だから早めに医療機関を受診したいという場合がある一方で、子育てを負担ととらえていないので特に対応しないという場合もある。

- ・ 発達障がいと診断されても、社会生活を営んでいる人は沢山いる。ただ、早期に対応した方がその割合は高くなると思う。これらの特性の気付きの場面は、検診であったりサポートファイルであったりするのだと思う。
- ・ 母子手帳を活用することも大切ではないか。6歳までの基本的な発達に関してのチェック情報が記載されている。しかし、保護者が疑問を感じた際に、発達に関して細かい気付きを確認できるような内容にはなっていない。
- ・ 保護者が疑問に感じた時の相談場所についてはさまざまな機会に発信しているので、以前よりは相談しやすくなっている。

部会員 発達というと低年齢をイメージするが、発達支援部会は18歳位までカバーしていくのか。

部会長 これまでの会議では、年齢は特に絞ってはいない。

事務局 昨年まではサポートファイルの作成を中心に進め、昨年度中に完成させることができた。今年度は、部会員も半数近く代わったため、就職に向けた人や大人を対象にしてはどうかという意見もあった。改めて、どの世代やテーマを検討していくか絞り込んでいただいてもいい。

部会長 これまでの話し合いをまとめると、チェックリスト、早期支援、ネットワークという意見があがったが、この中にテーマとなるものはあるか。

#### 【部会員からの意見】

- ・ 保護者から、学校での不適應について相談されることが多い。学童期での気付きを確認していけるよう学校と連携をとっていきたい。
- ・ 学校で理解してくれる人が少ないため、子どもの気持ちが伝わらないことがある。子どもが気持ちを伝えられず、感情的になると、学校もどのように対応してよいかわからないのかもしれない。また、保護者も子どもをどのように育ててよいかわからなくなるときがある。
- ・ 子どもの特性を見極めることが大切である。遺伝的な素因がある場合や、低出生体重の子どもは何らかの微細な脳機能不全が見られることがある。
- ・ 学童期に入り、自傷や粗暴行為等が見られると、保護者が面倒をみられずに子どもと距離を置くようになることがある。子どもも保護者から距離を置かれることで不安定になるので、早期に発見し、周囲で支えていく必要がある。
- ・ 自傷や他害等の行動を示す子どもをいかに支えていくかが難しい。
- ・ 発達障がいの子どもは療育手帳が取得できない場合があるが、支援を必要とする子どももいる。
- ・ 次回は、事例を検討していくのはどうか。研修会や勉強会を開催していきながらネットワークの構築や、チェックリストの検討もできるのではないか。

部会長 意見が多かった学童期を対象に検討していくことでよろしいか。

部会員 (異議なし)

部会長 今後は、学童期の発達障がいの子どもを対象に事例検討や意見交換を行っていくこととする。次回は、事例検討としたい。

事務局 事例検討にあたっては、個人情報に関わるため、会議を非公開で開催することも、事例検討時のみ傍聴者に退出してもらうような手配もできる。

部会長 次回は、松村部会員から事例を提供していただき、事例検討を行いたい。開始日時は10月1日(木)午後4時30分から、会場は総合福祉保健センター4階研修室で開催したい。

事務局 来年度から障害者差別解消法がスタートするにあたり、障がい福祉課で職員向けの対応マニュアルの作成を検討している。このため、各専門部に協力をお願いしたい。詳細は、添付資料「障害者差別解消法に関する(庁内：職員)アンケート結果から～一部抜粋～(資料2)」を参照していただきたい。

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成27年10月1日

氏名 松村 幸江

氏名 佐藤 佳子